

# オープンカウンター方式による見積依頼公告

本調達には「電子調達システム」を利用した手続きにより実施するものとする。ただし、「紙」による見積書の提出も可とする。

令和6年4月18日

分任支出負担行為担当官  
近畿農政局東条川二期農業水利事業所長 渡部 光紀

## 1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件名 令和6年度東条川二期農業水利事業  
曾根サイホンに係る標準地（宅地見込地）の不動産鑑定評価業務
- (2) 仕様等 仕様書のとおり
- (3) 履行期限 令和6年6月28日まで
- (4) 履行場所 仕様書のとおり

## 2 見積参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている近畿地域の競争参加有資格者であること。又は、令和5・6年度近畿農政局随意契約登録者名簿の登録者であること。
- (4) 公告の日から見積書の提出期限までの期間に、近畿農政局長から、近畿農政局の物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成26年10月8日付け26近総第449号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者であること。
- (6) 予決令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官が定める資格として、不動産鑑定士の資格を有する者。

## 3 仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

### (1) 紙媒体による交付場所及び問い合わせ先

〒673-1431 兵庫県加東市社490番地66  
近畿農政局東条川二期農業水利事業所 用地課 鍵、岸本  
電話 0795-42-0600

### (2) 電子媒体による交付場所

ア 電子調達システム <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>

イ 近畿農政局ホームページ [https://www.maff.go.jp/kinki/soumu/kaikei/order/open\\_counter.html](https://www.maff.go.jp/kinki/soumu/kaikei/order/open_counter.html)

#### 4 見積書等の提出場所及び期限

##### (1) 見積書等の提出場所

上記3の(1)または(2)アに同じ

##### (2) 見積書等の提出期限

令和6年4月26日 午前9時00分から令和6年5月8日 午後5時00分まで(行政機関の休日を除く。)に、上記2(6)の資格を有していることがわかる資料とともに、上記3の(1)宛てに持参若しくは郵送(送達課程が記録される簡易書留等に限る。)又は電子調達システムにより送信すること。

なお、全省庁統一資格を有する者である場合は、参加資格を証明する書類(競争参加資格証明書の写し)を併せて持参若しくは郵送すること。(電子調達システムによる場合は必要ない。)

#### 5 見積合わせの日時及び場所

##### (1) 日時

令和6年5月9日 午前10時00分から

##### (2) 場所

近畿農政局東条川二期農業水利事業所

#### 6 見積依頼公告、仕様書等に関する質問

この見積依頼公告及び仕様書等に対する質問がある場合は、下記質問受付日時までに、電子メールにより提出すること。提出の際は下記事項を参考にすること。

(1) 質問受付日時：令和6年4月23日 午後5時00分まで

(2) 提出先：tojogawa\_keiri@maff.go.jp

(3) メール件名：「曾根サイホンに係る標準地(宅地見込地)の不動産鑑定評価業務」について

(4) メール本文への記載事項：事業者名、担当者名、連絡先電話番号、質問内容

なお、電子メールでの提出が困難な場合は、書面(様式任意)の持参もしくは郵送により上記3(1)宛てに提出すること。ただし、電話による受付は行わない。

回答は、令和6年4月25日に近畿農政局ホームページに掲載する。

#### 7 その他

本公告に記載なき事項は、近畿農政局東条川二期農業水利事業所オープンカウンター方式実施要領による。

### お知らせ

1 農林水産省発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規定に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当省のホームページ

([https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403\\_jigyousya.pdf](https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf))をご覧ください。

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

3 農林水産省では電子調達システムを利用した電子入札・電子契約を推進しています。詳しくは調達ポータルホームページ(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>)をご覧ください。